



Title	磯貝真澄・帯谷知可(編)『中央ユーラシアの女性・結婚・家庭 : 歴史から現在をみる』アジア環太平洋研究叢書・第6巻、東京:国際書院、2023年、287頁
Author(s)	塩野崎, 信也
Citation	日本中央アジア学会報, 20, 85-91
Issue Date	2024-11-30
DOI	https://doi.org/10.14943/jacas.20.85
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/98899
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	journal article
File Information	JB20_016shionozaki.pdf



書 評

磯貝真澄・帯谷知可(編)
『中央ユーラシアの女性・結婚・家庭——歴史から現在をみる——』
アジア環太平洋研究叢書・第6巻、東京：国際書院、2023年、287頁

塩野崎 信也

ある社会に特有の文化や制度を研究する際に、その基本的な構成単位である「家族」が重要な考察対象となることは、今更言うまでもないだろう。本書は、中央ユーラシアを対象地域として、家族に関連する3つの要素、すなわち女性・結婚・家庭に焦点を当てた論集である。編者の1人である磯貝真澄氏が「序 中央ユーラシアの女性・結婚・家庭：歴史から現在をながめる試み」において指摘するように、中央ユーラシアにおけるこれらの研究は、他地域と比較して進展しているとはいいがたい現状にある。本書は、歴史学と文化人類学の学際的研究によって、その空白を埋めようとする。磯貝氏は、まず、本書を構成する5つの論考と1つの資料紹介の内容を端的に紹介した上で、本書が単に共通のテーマを持つ論文の集合ではなく、各章で明らかにされる個別の事例の類似点・共通点をもたらした交流や人的紐帯をあぶり出し、「より広域で生じた事象を動態的に展望するための考察材料を提示する」(14頁)としている。特にこの作業を担っているのが、第1章から第3章である。

帯谷知可氏による「第1章 忘却の彼方のムスリム女性解放論——オリガ・レベヂェヴァを読み解く——」は、世紀転換期のロシア帝国における「イスラーム的男女平等論」の主張者の1人、オリガ・レベヂェヴァ(1854–1912以降)に焦点を当てる。帯谷氏は、様々な言語に通じた翻訳者・東洋学者として活躍したこのロシア人女性の小作品『ムスリム女性の解放について』の内容を端的にまとめた上で、イスラームは本質的に男女平等を妨げない、とする彼女の主張を読者に提示する。彼女の思想については現代的な視点に基づく様々な批判がありうることも明かされるが、帯谷氏は作品の内容の分析やその評価には敢えて大きくは踏み込まない。

むしろ本章の考察の骨子となるのは、レベヂェヴァの思想が形成された背景、すなわち、同時代人との交流や影響関係についてである。その分析から明らかになるのは、レベヂェヴァには当時のロシアあるいはヨーロッパにおけるラディカルなフェミニストたちとの結び付きがほぼ見られないこと、レベヂェヴァを軸として浮上する人々がオスマン帝国、エジプト、英領インド、南カフカースにまたがるイスラーム的男女平等論の「水平的な広がり」におけ

る結節点であり、彼らを起点とした「垂直的」な思想の継承関係が想定できること、そしてレベヂェヴァとその作品はそれらを接続する「ハブの機能を果たしていた」(42頁)ことである。

没年すらも明らかではなく、現代においてはほぼ忘れ去られた人物であるところのレベヂェヴァが、実は各地の男女平等論を結びつける重要な位置付けにあったという指摘は非常に興味深いし、今後のこの分野の研究に広く資する見解であると評価できる。一方で、イスラーム的男女平等論の「水平的な広がり」とは具体的に何なのか、評者には理解が難しかった。この言葉が、友人関係のような相互的で密接な人的紐帯のみならず、著作の中での引用などといった思想的な影響関係をも含む、様々な要素の曖昧な総体を指して用いられているからであろう。それ故に、「ハブの機能を果たしていた」というレベヂェヴァの評価も、曖昧で抽象的なものに留まっているという印象を受けた。この点を明瞭にしていれば、本論考の価値はさらに高まっていただろう。

続く「第2章 近代オスマン帝国における女性作家の誕生——ファトマ・アリエとハイブリッドな評伝の虚実——」の主人公は、オスマン帝国における最初期の女性作家、ファトマ・アリエ(1862-1936)である。本章の著者である佐々木紳氏は、アリエと「心の父娘関係」にあったアフメト・ミドハトによる評伝『ファトマ・アリエ女史、あるいはオスマン人女性作家の誕生』を取り上げ、まずは同書から家族や性差をめぐる規範意識を抽出する。さらには、史料に「書かれなかったこと」という、歴史学が最も苦手とするテーマに敢えて挑む。

佐々木氏によると、『ファトマ・アリエ女史』は、アフメト・ミドハトがアリエ本人からの手紙を大幅に引用しながら解説や評価を加えた「ハイブリットな評伝」である。その性質故に、この作品には「2人のファトマ・アリエ」を見いだすことができると言う。すなわち、アフメト・ミドハトが夢想した虚像としての彼女と、実像としての彼女自身である。より正確には、後者もまた実像ではなく、ファトマ・アリエ自身が思い描いた「あるべき自分」という虚像ということになるだろうが、いずれにせよ佐々木氏は、この「2人のアリエ」の齟齬に着目しつつ、「書かれなかったこと」を探っていく。特に注目されているのが、第1章の主人公レベヂェヴァとの交際である。レベヂェヴァはアフメト・ミドハトと少なくとも一時期は親密な交流を持った人物であり、彼を通じてアリエはレベヂェヴァと知り合った。そして、両者の交際を制限しようとするアフメト・ミドハトの意向に反し、2人の女性が自立的な交友関係を築いていたという「書かれなかった」事実を、佐々木氏は見事に復元してみせた。

ただ、人的紐帯の分析を重要視する本書の方向性に鑑みると、女性同士の交流を制御しようとしたのがアフメト・ミドハトの個性によるものなのか、それとも当時の規範意識に基づくものなのか、何らかの見解を示すべきであったように思う。また、非常に細かい点になるが、『ファトマ・アリエ女史』が出版された「1311年」がヒジュラ暦ではなくルーミー暦と

考えられることは、脚注ではなく本文で示すべきであっただろう(73-74頁、98頁注10)。この単純明快でおそらく妥当であろう結論が明記されていないために、本文の説明が非常に分りにくくなってしまっている点は、もったいなかった。

磯貝真澄氏による「第3章 ロシア帝国末期ヴォルガ・ウラル地域のムスリム知識人とイスラーム宗務行政——ムスリム家族規範論からみえる結びつき——」が扱うのは、ヴォルガ・ウラル地域の改革派ウラマー、リザエッディン・ブン・ファフレッディン(1858-1936)の家族や女性に関する思想である。彼は帝国の宗務行政機関たるオレンブルグ・ムスリム宗務協議会の協議員(カーディー)でもあった人物で、女性の読者を想定した作品も多く執筆した。しかし、先の2つの章と同様、磯貝氏が重視するのも、作品の内容そのものではなく、その背景に見られる人的紐帯である。

まず、宗務協議会の協議長(ムフティー)であるスルタノフとの関係が取り上げられる。磯貝氏はスルタノフの訓示の内容とリザエッディンの執筆活動とを比較し、彼らが問題関心や論理をかなりの程度共有していたことを明らかにする。また、彼らが『人間関係の作法』という女性向けの書物の公刊事業において協力をしていたことも示される。そして、協議長と協議員という「タテ」の関係を通じて構築された家族や女性の規範論が、ガスプリンスキーらとの友人関係に基づいて「ヨコ」へと広がっていく——磯貝氏自身の言葉を借りれば『「ナナメ」に倒れ込んでいく」(105頁)——過程が、本章においては重点的に扱われる。また、章の後半では、リザエッディンがアフメト・ミドハトやファトマ・アリエらオスマン論壇をはじめとするロシア国外の刊行物を参照していたことが示され、前章との関連性が提示されている。

示唆に富んだ本章であるが、とりわけ、ロシア帝国において「聖職者」と定義されたウラマーが家族の問題に関わることを当然視する環境は帝国の宗教行政そのものを背景としているという指摘は、このテーマの根幹に関わる非常に重要なものである。また、リザエッディンの作品の中には匿名で発表されたものもあれば、実名を掲げてカーディーとしての自身を押し出す形で刊行された作品もあるという事実も、興味深かった。

一方で、評者からの要望も、いくつか示しておきたい。例えば、『人間関係の作法』からの引用中で *ma'rifat* を「教育」と訳している箇所がある(114頁)。訳語の選択そのものに異論があるわけではないが、*ma'rifat* という語が持つ多様で複雑な意味合いを考えると、この箇所の含意について、より詳しい解説が欲しいところである。また、同書に関する解説の中で、バスマラが付されているから「まちがいでなく読者はこれを宗教的な書物だと認識しただろう」(135頁注18)とする見解が示されているが、この箇所にはより細やかな論理展開が必要であっただろう。確かにバスマラは宗教的な文句ではあるのだが、一方で、様々な文章の冒頭に、その内容に関わりなく付されるものでもある。当時のこの地域におけるバスマラの用法

について、いま一步踏み込んだ説明が欲しかった。

さて、19世紀後半から20世紀初頭における事例を歴史学的手法を用いて分析したこれまでの3章とは異なり、残りの2つの章は、主に文化人類学的手法を用いて現代の事例を明らかにする。

「第4章 社会問題としてのトイ(祝宴)——ウズベキスタン、ミルジヨエフ大統領によるトイ規制法——」が扱うのは、現代ウズベキスタンにおけるトイに関する議論であるが、著者の菊田悠氏は、まずこの問題が100年余りにわたって論争の種となっていたことを示す。ジャディード知識人、共産主義者、民族共和国における政治家や宗教者という異なる背景を持つ人々が、繰り返し過剰なトイを批判してきたが、それにもかかわらず人々は過剰なトイを継続してきた。そして、その論争の流れの最新の事例であるミルジヨエフ大統領の演説と彼の意向を強く反映した上院決議およびトイ規制法が、本章の考察対象となる。

さて、ウズベキスタンの独立直後、ナショナリズムと結びつく形でトイは肯定的にとらえられてきたが、その潮目が変わり始めたのは、カリモフ前大統領時代の1998年頃からのことであるとのことだ。ミルジヨエフ大統領の政策は一見その流れの延長のように見えるが、菊田氏によると、実はそうではない。カリモフ時代、あるいはそれに先行するソヴィエト時代、トイは前時代的なものとして否定されたが、ミルジヨエフはトイを民族的伝統として評価し、むしろその本来あるべき姿への回帰を主張していると言うのである。

ウズベキスタンの現政権が過剰なトイを社会問題として認識していること、そしてトイに含まれる様々な要素のうち、政権にとって許容しがたい部分を「悪い習慣」、許容できる、あるいは許容せざるをえない部分を「民族的伝統」として峻別しようとする現政権の論理は非常に面白い。また、現実に対する政権側の妥協の産物として、明らかに「民族的伝統」ではないにもかかわらず何故か許容された要素が存在することも、興味深かった。

全体的に明快な論考であったが、敢えて細かい指摘も1つだけしておきたい。それは、タシュケント市長の対トイ政策を批判して大統領が述べた「[前略……]こんな友人より敵の方がましだろう。ウスマノフが市長であれば、私に他の敵は不要だ」という言葉が引用されている箇所についてである(146頁)。ここは、ウスマノフが件の市長の名であることが前後で明示されておらず、引用文の言い回しが少々分かりにくいこともあり、理解が難しかった。

藤本透子氏による「第5章 結婚をめぐる交渉——中央ユーラシア草原地帯におけるカザフ社会の変容——」は、評者にとって最も興味深い章であった。それは、評者がロシア帝政期における南コーカサスのムスリム居住地域(現在のアゼルバイジャン共和国)の離婚裁判を最近の研究テーマとしているからでもある。評者の扱っている離婚裁判においても、本章のテーマの1つである「誘拐婚」とみなされる事件が非常に多く記録されているのだが、その様相は、本章で示された現代カザフ社会におけるものとは若干異なる。

本章の解説によると、カザフ社会における結婚は、親同士が子どもの結婚を決める「コルナン・アルウ」、すなわち「縁組」と、女性の親の許可を得ずして男性が女性を連れ去って結婚する「アルップ・カシュ」の2つに区分される。「アルップ・カシュ」は、女性の事前の同意を得ない「誘拐婚」にあたる事例と、女性が事前に知って同意している「駆落ち」にあたる事例とが混在するため、本章においては「誘拐婚／駆落ち」と訳されている。この2つの婚姻形態は、20世紀初頭までは「縁組」が基本で、例外的なケースとして「誘拐婚／駆落ち」が存在していた。しかし、ソ連時代になると、本人の意思が重視されるようになったことで「縁組」の形骸化が起り、さらには「誘拐婚／駆落ち」の一般化が生じた。なお、ここで「本人」として想定されているのは、主に男性である。それ故に、女性の同意を得ない字義通りの「誘拐婚」が増加することとなり、近年になってそれが人権問題化した結果、再び形式的な「縁組」が主流化しつつあると言う。

藤本氏が示すように「誘拐婚」と「駆落ち」の境界は時に曖昧であるが、ここで指摘しておきたいのは、「縁組」と「誘拐婚」の境界もまた曖昧さをはらんでいるという点である。本章181頁で提示されている一部の事例、すなわち、女性の両親の合意を事前に得た上での形式的な「誘拐婚／駆落ち」があったことは、これを示唆しているだろう。そして、実のところ、19世紀後半の南コーカサスにおいては、女性本人の合意無き「縁組」による結婚が、後に女性本人の訴えによって「誘拐」として事件化された例が多数存在しているのである。これは、当時の南コーカサスにおける「誘拐婚」が、女性の両親と男性側による「縁組」に基づく形式的なものであった可能性を示すものと評者は理解している。そして、「駆落ち」に該当する事例は、女性が自身の意思でこの「縁組／誘拐婚」から逃れる手段として現れる。

すなわち、現代のカザフスタンでは、まず両親らの意思に基づいて「縁組」と「誘拐婚／駆落ち」の区別がなされるが、19世紀後半の南コーカサスでは、まず女性の意思の有無に基づいて「駆落ち」と「縁組／誘拐婚」が区別されていた、ということになる。この違いが結婚に関わる当事者と裁判所という視点の違いによるものなのか、地域や時代の違いによるものなのか、あるいは評者の知る事例が裁判に至った極端なものであるからなのかは、今のところ分からない。ただ、カザフ社会においても、結婚をめぐる交渉の焦点が女性の親の許可の有無から女性本人の意思へと移行しているとの藤本氏の指摘は、この件を考える重要な手がかりになるだろう。

本書の末尾には、宗野ふもと氏による「資料紹介 ウズベキスタンの女性雑誌『サオダト』（幸福）——1972～1974年の記事目録——」が収録されている。これは、1925年に創刊されて以降、誌名を変えながら現在まで発行が続いている女性誌『サオダト』の3年間、36号分の掲載記事の目録である。資料の整理・分類すら十分に進展していないこの分野の研究状況を考えると、これは今後の分析の手がかりとなり、研究の進展に資するものとなりえよう。

本目録では、記事の題名が列挙され、「論説」「文学」のような大雑把な分類が示されている。この形式は、生田真澄「タタル知識人による女性向け雑誌『スユム・ビケ Sūyum Bika』(カザン、1913–1917) 目録」(『アジア・アフリカ言語文化研究』65号、2013年、149–180頁)に準拠したとのことである。ただ、当該先行研究と比べると、目録としての情報量、あるいは有用性には差があるように見受けられる。何よりも、『スユム・ビケ』の目録を眺めた際に感じた面白さが、こちらからはあまり感じられなかった。それは『スユム・ビケ』の論説のタイトルが「シャリーアの前における婦女子」、「子どもの養育」、「化粧の起源」のように内容がある程度想像できるものが大半であるのに対し、『サオダト』のそれは「[私たちの考えから一つ] 時間」、「偉大な歩み」、「事実と数字」のように抽象的で分かりにくいものが多いからであろう。もちろん、このこと自体は宗野氏の責任ではないが、一方で目録の形式があまり適切ではなかったのも確かだろう。例えば、記事の内容の概略を示すか、内容に基づいたより細かい分類を行っていたら、より良い目録になったのではないか。いずれにせよ、本目録を作成するにあたって得られたであろう様々な情報を用いた今後の研究の進展を期待したい。

さて、全体的に質の高い論考から構成される本書であるが、歴史学の手法に基づいた前半の3章と、文化人類学の手法を土台とする後半の2章との間の断絶は気になるところである。この点に関しては編者自身も自覚的で、特に前半の3章には「人類学者との共同作業の痕跡が直接には見えづらいかもしれない」(15頁)、とも述べている。やはり、全体的なまとめにあたる章があった方が良かったように思う。「序」において磯貝氏が各章の内容に対する非常に示唆に富む指摘をいくつもしていることを考えると、これらの内容を発展させ、さらには全体を統合する考察を加える形で「終章」として提示していたら、本書の価値はさらに高まっただろう。

また、前半3つの章の配置も悩ましいところである。確かにレベヂェヴァ、アリイエ、リザエッディンの3者の交流・影響関係を考えると、本書が採った配置が最も適切であることに評者も異論はない。ただ、3つの章の間で一部の説明が前後したり重複したりしており、正直読みにくい。例えば、歴史的事実に関する独立の章を設けるか、あるいは特に内容が密接に相関する第1章と第2章は共著という形で統合しても良かったのではないか。

これらが多かれ少なかれ無茶な要求であることは、評者も理解している。ただ、全体的な用語法や考察の枠組みは、ある程度の統一がなされるべきであっただろう。例えば、レベヂェヴァは、第2章においては彼女のオスマン語の筆名に基づいて主に「ギュルナル」と呼ばれている。史料中にこの呼称が頻出するためという理由も説明されてはいるが、やはり地の文においては呼び名を統一した方が読みやすかっただろう。また、人的紐帯の分類にあたって、帯谷氏は直接的な思想の継承を「垂直」の関係、地域的な広がりを「水平」の関係と設定するが、

一方で磯貝氏は立場の上下をとまなう関係を「タテ」、そうではないものを「ヨコ」としている。人間関係の分析という同一の枠組みにおいて、異なる概念に同じような言葉が用いられており、少々混乱した。後半の2章において示されるジャディード知識人や近代カザフ知識人にさかのぼる思想上の系譜が帯谷氏の言う「垂直」の関係と理解しうることを考えると、帯谷氏の用いた概念をさらに明確に定義した上で本書全体に敷衍し、各章を通貫する概念として用いるのも選択肢であっただろう。そうすることで、磯貝氏が用いた概念も、より整然と理解することができたのではないだろうか。

このように、より良くなる余地がいくつかある本書であるが、その目的、すなわち、中央ユーラシアのみならず、より広い地域における女性・結婚・家庭に関するさらなる研究へと「考察材料を提示」することは、十分になされているものと評者は考える。また、本書が現代的なフェミニズムや文明論の価値判断に基づいた批判の類から注意深く距離を保っている点も、歴史学あるいは文化人類学の研究書として高く評価すべきところである。本書は、今後この分野の研究を行おうとする者の必読の書となるだろう。

(龍谷大学文学部)